

## 川崎市都市ブランド推進事業選定審査基準

- 1 「川崎市都市ブランド推進事業選定要綱」第5条第2項に規定する審査基準は次のとおりとする。
- 2 審査は次の評価項目により総合的に行う。

評価項目	評価の視点
理解度	本事業の趣旨を理解した内容になっているか。 テーマ部門においては、定められたテーマに即した内容であるか。
先駆性・独創性	従来にはない視点や手法を活用したり、川崎ならではの魅力や優位性を創出・発信したりするなど、先駆性や独創性があり、市内外で話題になるような魅力があるか。
発展性・継続性	他事業との協働・連携など広がりを生む可能性があるか。 助成金交付期間中だけでなく交付終了後も、事業の発展や継続が期待できるか。
具体性・実行性	事業概要、予算、数値目標及び効果測定方法が明確で、実施体制や実施能力などがあるか。
効果	川崎の都市イメージ向上や市民の川崎への愛着や誇り（シビックプライド）の醸成につながる効果が見込めるか。

- 3 この審査基準に定めるもののほか、必要な事項は、総務企画局長が定める。

### 附則

#### （施行期日）

- 1 この審査基準は、平成28年4月1日から適用する。  
（川崎市イメージアップ事業認定審査基準の廃止）
- 2 川崎市イメージアップ事業認定審査基準は、廃止する。

### 附則

この審査基準は、平成28年12月1日から適用する。